大分県エコエネルギー導入支援事業実施要領

（趣旨・目的）

第１条　大分県エコエネルギー導入支援事業（以下「本事業」という。）は、大分県エネルギー産業企業会（以下「企業会」という。）会員が行う自家消費型エコエネルギー発電設備等の導入を支援することにより、原油・原材料等の価格高騰の影響を受けている会員の負担軽減を図るとともにエコエネルギー導入の促進することを目的として実施する。

（事業の内容）

第２条　本事業の内容は、別表に掲げる自家消費型エコエネルギー発電設備等の導入とする。

２　本事業の補助対象経費及び補助率等は、別表２に掲げるとおりとする。

３　本事業の事業実施主体及び実施期間は、別表３に掲げるとおりとする。

（交付申請）

第３条　事業実施主体は、事業を実施するときは、大分県エコエネルギー導入支援事業費補助金交付要綱第４条に基づき、企業会の会長（以下「会長」という。）に交付申請書を提出するものとする。

（事業の運営）

第４条　事業実施主体は、本事業の目的達成のため、効果的な事業執行に努めなければならない。

（事業の指導）

第５条　会長は、この事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、事業実施主体を支援・指導するものとする。

（助成措置）

第６条　会長は、予算の範囲内において、事業実施主体に対して事業に要する経費の一部を補助するものとする。

（事業実施主体の責任）

第７条　事業実施主体は、申請する事業の実施及び経理の執行に一切の責任を持ち、仮に中止した場合でも、すべての精算が終了するまでは、責任をもって対処するものとする。

（実績報告）

第８条　事業実施主体は、事業が終了したときは、大分県エコエネルギー導入支援事業費補助金交付要綱１０条に基づき、会長に実績報告書を提出するものとする。

（成果の発表）

第９条　事業実施主体は、事業の成果の発表に努めるものとする。

２　会長は、事業実施主体に対し、事業に基づき取得した成果の利用について指示することができるものとする。

（事業の繰越）

第１０条　事業実施主体は、やむを得ない理由により、事業が予定の期間内に完了せず、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかにその旨を記載した繰越承認申請書（第１号様式）を作成し、会長の承認を受けるものとする。

（その他）

第１１条　この要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項については、会長が別に定めるものとする。

附　則　この要領は、令和４年１０月１１日から施行する。

別表

|  |
| --- |
| 設備名 |
| 1. 太陽光発電 2. 風力発電 3. バイオマス発電 4. 中小水力発電 5. 地熱（温泉熱）発電 6. 蓄電池（上記①～⑤により発電した電力を蓄電するものに限る） 7. 水電解装置及び水素タンク   （上記①～⑤により発電した電力で水電解するものに限る）   1. ガスコージェネレーション |

別表２

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 費　目 | 内　容 | 対象外 | 補助率  補助上限額・下限額 |
| 設計費 | 対象設備等の設置に係る設計に要する経費 |  | 補助率  ３／４  補助上限額  １,０００万円  補助下限額  １００万円 |
| 設備費 | 対象設備等の購入、製造等に要する経費 | 土地の取得及び賃借に係る費用、中古品等 |
| 工事費 | 補助事業の実施に必要な配電、配管等の工事に要する経費 | 建屋の建設及び改造費、既存構築物及び設備の撤去費、土地造成、整地等 |

別表３

|  |  |
| --- | --- |
| 事業実施主体 | 企業会の会員のうち、県内に事業所を置く中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条に規定する中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律（昭和３２年法律第１８５号）第３条第１項に規定する中小企業団体（ただし、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第２条第２号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を除く。）。 |
| 実施期間 | 交付決定日から交付決定当該年度以内 |

第１号様式（第１０条関係）

大分県エコエネルギー導入支援事業繰越承認申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　大分県エネルギー産業企業会

会長　　　　　　　殿

住所（申請者の所在地）

　　　　　　　　　　　　　　 名称（申請者の名称）

　　　　　　　　　　　　　　 氏名（申請者の代表者の氏名）

　　　　　　　　　　　　　　 連絡担当者（職名及び氏名）

　　　　　　　　　　　　　　 電話番号

　　　年　月　日付け　　第　　　号で交付決定通知のあった大分県エコエネルギー導入支援事業について、年度内の完了が困難となったので、下記のとおり繰越承認を申請します。

記

１　事業の繰越を必要とする金額　　　　　　　　　　　　　　円

２　１のうち補助金額 　　 円

３　事業繰越理由

４　繰越事業完了予定年月日　　　　　　　　　　年　　月　　日

５　添付書類

　・収支決算見込書（別添）

　・その他会長が必要と認める書類

別添

収 支 決 算 見 込 書

　収入の部

※税抜き（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 本年度  予算額 | 収入決算  見込額 | 翌年度  繰越見込額 | 不用見込額 | 備考 |
| 補助金  自己資金 |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |

　支出の部

（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 本年度  予算額 | 支出決算  見込額 | 翌年度  繰越見込額 | 不用見込額 | 備考 |
| 設計費  設備費  工事費 |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |

　（注）補助対象経費のみ記載すること。